

37201

香川県

高松市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準	措置事項	措置範囲	適用期間
取得価額 3,800 万円以上(中小企業は 1,900 万円以上) ※香川県から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者に限る	税率軽減	固定資産税	3年間
「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備等投資(中小企業に限る)	課税免除	固定資産税	最大3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
高松市企業 誘致条例	R2.4 (一部改正)	【工場、運輸施設】 ◎大企業:土地を除く投下固定資産額1億円以上、新規常用雇用者又は新規短時間労働者10人以上 ◎中小企業:土地を除く投下固定資産額3,000万円以上、新規常用雇用者又は新規短時間労働者2人以上	【工場】 ◎投下固定資産額×5% ◎10人までの新規常用雇用者数×50万円 ※1 ※2 ◎新規短時間労働者数×15万円 ※3 限度額:2億円 【運輸施設】 ◎投下固定資産額×5% ◎新規常用雇用者数×50万円 ※2 ◎新規短時間労働者数×15万円 ※3 限度額:2億円
		【試験研究施設】 ◎大企業:土地を除く投下固定資産額1億円以上、新規常用雇用者又は新規短時間労働者5人以上 ◎中小企業:土地を除く投下固定資産額3,000万円以上、新規常用雇用者又は新規短時間労働者2人以上	◎投下固定資産額×15% ◎10人までの新規常用雇用者数×50万円 ※1 ※2 ◎新規短時間労働者数×15万円 ※3 限度額:2億円
		【物流拠点施設】 ◎大企業:土地を除く投下固定資産額3億円以上、新規常用雇用者又は新規短時間労働者5人以上 ◎中小企業:土地を除く投下固定資産	◎投下固定資産額×10% ◎10人までの新規常用雇用者数×50万円 ※1 ※2 ◎新規短時間労働者数×15万円 ※3 限度額:2億円

		産額1億円以上、新規常用雇用者又は新規短時間労働者2人以上	
		【情報処理関連施設(情報処理サービス業等)】【知的創造サービス業を行う事業所】 ◎大企業:新規常用雇用者又は新規短時間労働者5人以上 ◎中小企業:新規常用雇用者又は新規短時間労働者2人以上	【情報処理関連施設(情報処理サービス業等)】 ◎投下固定資産額×15% ◎事務所賃借料 年額の1/2(上限2,000万円、3年間) ◎通信機器賃借料 年額の1/2(上限2,000万円) ◎新規常用雇用者数×50万円 ※2 ◎新規短時間労働者数×15万円 ※3 限度額:3年間で2億円 【知的創造サービス業を行う事業所】 ◎投下固定資産額×5% ◎新規常用雇用者数×50万円 ※2 ◎新規短時間労働者数×15万円 ※3 限度額:2億円
		【情報処理関連施設(データセンター、事務処理センター等)】 ◎新規常用雇用者又は新規短時間労働者10人以上	◎投下固定資産額×15% ◎事務所賃借料 年額の1/2(上限2,000万円、3年間) ◎通信回線使用料 年額の1/2(上限2,000万円) ◎通信機器賃借料 年額の1/2(上限2,000万円) ◎新規常用雇用者数×30万円 ※2 ※4 ◎新規短時間労働者数×15万円 ※3 ※4 限度額:3年間で2億円
		【地方拠点強化施設】 ◎新規常用雇用者又は新規短時間労働者5人以上	◎投下固定資産額×15% ◎事務所等賃借料 年額の1/2(上限2,000万円、3年間) ◎事務所改装費 年額の1/2(上限2,000万円) ◎新規常用雇用者数×50万円 ※2 ※4 ※5 ◎新規短時間労働者数×15万円 ※3 ※4 限度額:3年間で2億円
		【賃貸目的で整備(物流拠点施設・情報処理関連施設)】 ◎大企業:土地を除く投下固定資産額6億円以上 ◎中小企業:土地を除く投下固定資産額3億円以上	◎投下固定資産額×3% 限度額:2億円

※ 新規常用雇用者及び新規短時間労働者は、瀬戸・高松広域連携中枢都市圏構成自治体内に住所を有する者に限る。

- ※1 11 人目以降の新規常用雇用者数×30 万円
- ※2 うち障害者に該当する者に 30 万円を加算
- ※3 うち障害者に該当する者に 15 万円を加算
- ※4 3年間。ただし2年目以降は純増分のみ
- ※5 うち新たに瀬戸・高松広域連携中枢都市圏構成自治体内において住民登録をする者に 30 万円を加算(ただし、期間の定めのない従業者に限る)

37202

香川県

丸亀市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準	措置事項	措置範囲	適用期間
「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備等投資(中小企業に限る)	課税免除	固定資産税	最大3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
丸亀市企業立地促進条例	H28.9	【工場、運輸施設、物流拠点施設】 ◎土地を除く投下固定資産額1億円以上、市内新規常用雇用者5人以上 【試験研究施設】 ◎土地を除く投下固定資産額1億円以上、市内新規常用雇用者3人以上 【情報処理関連施設】 ◎コールセンター:市内新規常用雇用者25人以上 ◎コールセンター以外:市内新規常用雇用者5人以上 【地方拠点強化施設】 ◎市内新規常用雇用者3人以上	奨励金 【工場、運輸施設、物流拠点施設・試験研究施設】 ◎土地を除く固定資産税の収納額に相当する額(当該施設設置に伴い新たに賦課された部分) 【情報処理関連施設】 (共通) ◎土地を除く固定資産税の収納額に相当する額(当該施設設置に伴い新たに賦課された部分)(コールセンターのみ追加奨励) ◎市内新規常用雇用者数×20万円(初年度のみ) ◎市内新規短時間労働者数×10万円(初年度のみ) 【地方拠点強化施設】 ◎土地を除く固定資産税の収納額に相当する額(当該施設設置に伴い新たに賦課された部分) ◎新たに丸亀市において住民登録をする者の数×20万円(初年度のみ) ※限度額はいずれも3年間で5億円

37203

香川県

坂出市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準	措置事項	措置範囲	適用期間
「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備等投資(中小企業に限る)	課税免除	固定資産税	最大3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
坂出市企業誘致条例	H23.4	<p>【工場、試験研究施設、運輸施設、卸売業関連施設】</p> <p>◎大企業:投下固定資産額(土地除く)3億円以上 :市内新規常用雇用者5人以上</p> <p>◎中小企業:投下固定資産額(土地除く)1億円以上 :市内新規常用雇用者2人以上</p> <p>【情報処理関連施設】</p> <p>◎コールセンター:市内新規常用雇用者25人以上</p> <p>◎コールセンター以外:市内新規常用雇用者5人以上</p> <p>【にぎわい施設】</p> <p>◎投下固定資産額1億円以上(複合施設の場合、各施設につき5千万円以上かつ施設全体で1億円以上) 市内新規常用雇用者5人以上(複合施設の場合、各施設につき1人以上かつ施設全体で10人以上)</p>	<p>助成金</p> <p>【工場、運輸施設、卸売業関連施設】</p> <p>◎投下固定資産額×5/100</p> <p>◎市内新規常用雇用者数×20万円 (大企業は6人目以降、中小企業は3人目以降)</p> <p>【試験研究施設】</p> <p>◎投下固定資産額×7.5/100</p> <p>◎市内新規常用雇用者数×20万円 (大企業は6人目以降、中小企業は3人目以降)</p> <p>【情報処理関連施設(コールセンター)、にぎわい施設】</p> <p>◎投下固定資産額×5/100(3年間、ただし2年目以降は純増分のみ。)</p> <p>◎市内新規常用雇用者数×20万円(3年間、ただし2年目以降は純増分のみ。※)</p> <p>※にぎわい施設については6人目以降から。</p> <p>◎市内新規短時間労働者数×10万円(3年間、ただし2年目以降は純増分のみ。)</p> <p>【情報処理関連施設(コールセンター以外)】</p> <p>◎投下固定資産額×5/100</p> <p>◎市内新規常用雇用者数×20万円(6人目以降)</p> <p>※限度額はいずれも1億円(コールセンターは3年間で1億円)</p> <p>市有地については土地代を投下固定資産額に含む</p>

37204

香川県

善通寺市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新設 5,000	—	課税免除	固定資産税	3年間
拡張 2,500				
移転 2,500				
「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備等投資(中小企業に限る)		課税免除	固定資産税	最大3年間

37205

香川県

観音寺市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準	措置事項	措置範囲	適用期間
県による地域経済牽引事業計画の承認及び 国による先進性の確認等	課税免除	固定資産税	3年間
「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備等投資(中小 企業に限る)	課税免除	固定資産税	最大3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
観音寺市工場等 立地促進条例	H17.10	<p>【工場】</p> <p>◎延べ床面積1,000㎡以上であって敷地面積3,000㎡以上(増設の場合は、増設に係る生産設備の延べ面積が500㎡以上で増設後の延べ面積が1,000㎡以上であって敷地面積3,000㎡以上)</p> <p>◎新規常用雇用者5人以上(市内在住者)</p> <p>【ソフトウェア事業所】</p> <p>◎投下固定資産額 3,000万円以上</p> <p>◎新規常用雇用者であってプログラマー及びシステムエンジニアが5人以上(市内在住者)</p> <p>【試験研究施設】</p> <p>◎延べ床面積500㎡以上(増設の場合は、増設に係る試験研究施設の延べ面積が500㎡以上)</p> <p>◎投下固定資産額 1億円以上</p> <p>◎新規常用雇用者であって試験又は研究に従事する者が5人以上(市内在住者)</p> <p>【その他】</p> <p>農村地域への産業の導入の促進等に関する法律の規定に基づき、実施計画で定める産業の用に直接供される施設</p>	<p>助成金</p> <p>◎当該固定資産税額</p> <p>◎限度額 1,000万円</p> <p>◎適用期間 3年間</p>

37206

香川県

さぬき市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準	措置事項	措置範囲	適用期間
「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備等投資(中小企業に限る)	課税免除	固定資産税	最大3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
さぬき市企業 立地促進条例	H25.4	【工場】 ◎土地を除く(市有地取得の場合は、土地を含む)投下固定資産額1千万円以上及び新規常用雇用者数2人以上(市内在住者)	助成金 【情報処理関連施設(コールセンター)以外】 ◎土地を除く投下固定資産額に基づく助成 ・投下固定資産額1億円未満 投下固定資産額×5% ・投下固定資産額1億円以上5億円未満 投下固定資産額×7.5% ・投下固定資産額5億円以上 投下固定資産額×10% ◎土地に係る投下固定資産額に基づく助成 投下固定資産額×10% (市内の既存企業の場合は12.5%)
		【運輸施設、卸売施設、試験研究施設、情報処理関連施設(コールセンター以外)】 ◎土地を除く(市有地取得の場合は、土地を含む)投下固定資産額1億円以上及び新規常用雇用者数5人以上(市内在住者)	◎新規雇用に基づく助成 ・10人までの市内新規常用雇用者数×30万円 ・11人以降の市内新規常用雇用者数×15万円 限度額1億円(市有地取得の場合は、2億円)
		【小売施設】 ◎店舗面積2,000㎡以上、土地を除く(市有地取得の場合は、土地を含む)投下固定資産額1億円以上及び新規常用雇用者数5人以上(市内在住者)	【情報処理関連施設(コールセンター)】 ◎土地を除く投下固定資産額×5%(3年間) ◎土地に係る投下固定資産額に基づく助成 ・投下固定資産額×10% (市内の既存企業の場合は12.5%)
		【情報処理関連施設(コールセンター)】 ◎新規常用雇用者数25人以上(市内在住者)	◎市内新規常用雇用者数×10万円(3年間) ◎市内新規短時間労働者数×5万円(3年間)
		【遊園地、美術館、動物園、博物館、水族館、宿泊施設、植物園等】 ◎土地を除く(市有地取得の場合は、土地を含む)投下固定資産額1億円以	

		上及び新規常用雇用者数5人以上(市内在住者)	限度額 1 億円(市有地取得の場合は、2億円)
		<p>【地域経済の振興、雇用機会の拡大に資するもの】</p> <p>◎土地を除く(市有地取得の場合は、土地を含む)投下固定資産額1億円以上及び新規常用雇用者数5人以上(市内在住者)</p>	

		<p>【情報処理関連施設】</p> <p>◎コールセンター以外 市内新規常用雇用者5人以上</p> <p>◎コールセンター 新規常用雇用者 25 人以上</p>	<p>【情報処理関連施設】</p> <p>◎コールセンター以外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地を除く投下固定資産額の 10% (限度額1億円) <p>◎コールセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象施設延べ面積×1万円 ・新規常用雇用者数×50 万円(市内) ×25 万円(市外) ・新規短時間労働者数×30 万円(市内) ×15 万円(市外) <p>(上記助成合計限度額1億円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税納付相当額(5年間)
		<p>【創業施設及びサテライトオフィス】</p> <p>◎土地を除く投下固定資産額 50 万円以上(賃借料1年相当分を含む)及び従事者のうち1人以上が市内在住者</p>	<p>【創業施設及びサテライトオフィス】</p> <p>◎土地を除く投下固定資産額の 1/2(限度額 100 万円)</p> <p>◎市内新規常用雇用者数×20 万円</p> <p>◎3年目までの市内新規常用雇用者純増人数×20 万円</p>

37208

香川県

三豊市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準	措置事項	措置範囲	適用期間
「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備等投資(中小企業に限る)	課税免除	固定資産税	最大3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
三豊市企業立地促進条例	H23.4	【製造業施設、運輸業施設、物流拠点施設、試験研究施設、宿泊施設、観光施設】 ◎投下固定資産額 3,000 万円以上 ◎交付申請時の新規常用雇用者5人以上	奨励金 【製造業施設、運輸業施設、物流拠点施設、試験研究施設、宿泊施設、観光施設】 ◎固定資産税以内の額 ◎6人目～10 人目までの新規常用雇用者数×30 万円 ◎11人目～50人目までの新規常用雇用者数×50 万円(初年度のみ) ◎井戸の掘削等に要した経費の 1/3 相当額又は 3,000 万円のいずれか低い方の額(初年度のみ) ◎温泉の掘削等に要した経費の 1/3 相当額又は 3,000 万円のいずれか低い方の額(初年度のみ) (限度額:3年間で2億円)
		【情報処理関連施設】 ◎指定申請時の新規常用雇用者5人以上	【情報処理関連施設】 ◎新設の部分に対して賦課された固定資産税以内の額 ◎通信機器賃借料の年額の1/2に相当する額 ◎事務所賃借料(市の管理する施設は除く。)の年額の1/2に相当する額 ◎通信回線使用料の年額の1/2に相当する額 ◎求人に要する経費に1/10を乗じて得た額

			<p>◎20万円×新規常用雇用者在職者数(純増分)</p> <p>◎5万円×新規短時間労働者在職者数(純増分)</p> <p>(限度額:3年間で2億円)</p>
--	--	--	--

37322

香川県

土庄町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 2,700	—	課税免除	固定資産税 (過疎地域に係るもの)	3年間
新增設 500 (資本金に応じて 1,000 万円以上 又は 2,000 万円以上)	—	課税免除	固定資産税 (離島振興地域に係るもの)	3年間
「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備等投資(中小企業に限る)		課税免除	固定資産税	最大3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
土庄町企業誘致条例	H24.3	[工場] ◎投下固定資産額(土地を除く)1億円以上 ◎新規常用雇用者10人以上(郡内在住者)	[立地助成] 投下固定資産額(土地を除く)の5% [雇用助成] 郡内新規常用雇用者数×15万円
		[情報処理関連施設] ◎投下固定資産額(土地を除く)3,000万円以上 ◎新規常用雇用者25人以上(郡内在住者)	[立地助成] 投下固定資産額(土地を除く)の5% 事務所賃借料の25% [雇用助成] 郡内新規常用雇用者数×15万円
		[観光施設] ◎投下固定資産額(土地を除く)1億円以上 ◎新規常用雇用者10人以上(郡内在住者)	[立地助成] 投下固定資産額(土地を除く)の5% [雇用助成] 郡内新規常用雇用者数×15万円

※助成限度額 3,000万円(情報処理関連施設、観光施設は3年間で3,000万円)

37324

香川県

小豆島町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 500 (資本金に応じて1,000万円以上又は2,000万円以上)	—	課税免除	固定資産税 (離島振興地域に係るもの)	3年間
新增設 2,700	—	課税免除	固定資産税 (過疎地域に係るもの)	3年間
「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備等投資(中小企業に限る)		課税免除	固定資産税	最大3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
小豆島町新しい産業づくり条例	H25.3	【企業誘致】 新たに事業所を建設する企業または倒産した企業等が保有する事業所を取得して事業を再開する企業、設備を新設または増設する企業、新たな事業を実施する創業者及び新分野に進出する中小企業 ◎固定資産税の課税標準税額が3,000万円を超えるもの又は特別償却設備の取得価格の合計額が2,700万円を超えるもの ◎新規常時雇用者5人以上または常時雇用従業員数が10人以上のもの	【企業誘致】 ◎固定資産税額の範囲内(6年間) ただし、最初の3年間は当該事業所に賦課された固定資産税額、4年目は当該固定資産税額の3/4、5年目は当該固定資産税額の1/2、6年目は当該固定資産税額の1/4を限度とする
		【起業家支援】 小豆島において、製品やサービスに独創性が認められる事業を開始する中小企業者	【起業家支援】 ◎助成対象経費の1/2以内で50万円以上300万円以下

37341

香川県

三木町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準	措置事項	措置範囲	適用期間
「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備等投資 (中小企業に限る)	課税免除	固定資産税	最大3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
三木町企業誘致条例	H26.9	【工場、情報処理関連施設、試験研究施設、物流施設、運輸施設】 ◎土地を除く投下固定資産額5千万円以上 (家屋及び減価償却資産の取得価額) ◎3人以上の町内で住所を有する新規常用雇用の創出	助成金 ◎当該工場等の設置に伴い新たに賦課された土地を除く固定資産の税額相当額(限度額1億円)(3年間)

37364

香川県

直島町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
直島町サテライトオフィス等誘致事業補助金交付要綱	H29.4	○サテライトオフィス等として事業所を設置する者 ○町に住所を有する者(町外から転入する者を含む)で、常時雇用従業員を雇用する事業者	補助金 ○新たに設置するサテライトオフィス等に係る費用 ※限度額 1人につき100万円(一事業者あたり500万円)

37386

香川県

宇多津町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準	措置事項	措置範囲	適用期間
「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備等投資(中小企業に限る)	課税免除	固定資産税	最大3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
宇多津町企業誘致条例	S60.9	<p>【工場、試験研究施設、情報処理関連施設】 土地の取得価額を除く投下固定資産額が1億円以上</p> <p>【大型商業施設】 土地の取得価額を除く投下固定資産額が10億円以上または1年以上賃借するもの</p> <p>【旅館・ホテル・観光施設】 土地の取得価額を除く投下固定資産額が1億円以上または1年以上賃借するもの</p> <p>【香川県で初めて立地する施設】 土地の取得価額を除く投下固定資産額及び年間賃借料の合計額が1,000万円以上</p> <p>【事業所再開施設】 上記対象者の要件施設で倒産若しくは閉鎖された施設を再開する企業</p>	<p>企業誘致促進助成金</p> <p>◎家屋及び償却資産に係る固定資産税額(3年間)</p> <p>◎町内常用雇用者数×15万円(3年間) 限度額 1,800万円</p> <p>企業誘致促進助成金</p> <p>◎家屋及び償却資産に係る固定資産税額(3年間)</p> <p>◎町内常用雇用者数×15万円(3年間) 限度額 1,800万円</p> <p>◎家屋及び償却資産に係る賃借料の年額の50/100 限度額 1,000万円</p> <p>事業所再開助成金</p> <p>◎家屋及び償却資産に係る固定資産税額(3年間)</p> <p>◎町内常用雇用者数×15万円(3年間) 限度額 1,800万円</p>

		◎家屋及び償却資産に係る賃借料の年額 20/100 限度額 2,000 万円
--	--	--

37387

香川県

綾川町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設	3,000	—	課税免除 固定資産税 農村地域工業等導 入に係るもの	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
綾川町企業誘致条例	H18.3	<p>【工場、試験研究施設、旅館、運輸施設、物流拠点施設、販売施設、フィットネスクラブ】</p> <p>○敷地面積 3,000 m²以上</p> <p>○建築面積 1,000 m²以上</p> <p>または</p> <p>○土地を除く投下固定資産額 1億円以上</p> <p>【情報処理関連施設(コールセンターを除く)、地方拠点強化施設】</p> <p>○町内新規常用雇用者と転入常用雇用者の合計 5人以上</p> <p>【コールセンター】</p> <p>○町内新規常用雇用者と転入常用雇用者の合計 25人以上</p> <p>【観光施設】</p> <p>○土地を除く投下固定資産額 1億円以上</p> <p>○町内新規常用雇用者と転入常用雇用者の合計 5人以上</p>	<p>【工場、試験研究施設、旅館、運輸施設、物流拠点施設、販売施設、フィットネスクラブ】</p> <p>○固定資産税額の範囲内(3年間)</p> <p>町内新規常用雇用者と転入常用雇用者の合計が5人以上の場合、以下を加算</p> <p>○町内新規常用雇用者数×30万円(3年間)</p> <p>○転入常用雇用者数×50万円(3年間)</p> <p>【情報処理関連施設、コールセンター、地方拠点強化施設、観光施設】</p> <p>○固定資産税額の範囲内(3年間)</p> <p>○町内新規常用雇用者数×30万円(3年間)</p> <p>○転入常用雇用者数×50万円(3年間)</p> <p>※限度額はいずれも3年間で5億円</p>

37403

香川県

琴平町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 2,700		課税免除	固定資産税 (過疎地域に限 るもの)	3年間
「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備等投資(中小企業に限る)		課税免除	固定資産税	最大3年間

37404

香川県

多度津町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準	措置事項	措置範囲	適用期間
「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備等投資(中小企業に限る)	課税免除	固定資産税	最大3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
多度津町企業立地促進条例	H29.3	【工場、運輸施設、物流拠点施設】 ◎土地を除く投下固定資産額1億円以上 ◎町内新規常用雇用者5人以上 【試験研究施設】 ◎土地を除く投下固定資産額1億円以上 ◎町内新規常用雇用者3人以上 【情報処理関連施設(コールセンター)】 ◎町内新規常用雇用者25人以上 【情報処理関連施設(コールセンター以外)】 ◎町内新規常用雇用者5人以上 【地方拠点強化施設】 ◎町内新規常用雇用者3人以上	助成金 【工場、運輸施設、物流拠点施設、試験研究施設】 ◎土地を除く固定資産税の収納額に相当する額(当該施設設置に伴い新たに賦課された部分) 【情報処理関連施設】 (共通) ◎土地を除く固定資産税の収納額に相当する額(当該施設設置に伴い新たに賦課された部分) (コールセンターのみ追加奨励) ◎町内新規常用雇用者数×20万円(初年度のみ) ◎町内新規短時間労働者数×10万円(初年度のみ) 【地方拠点強化施設】 ◎土地を除く固定資産税の収納額に相当する額(当該施設設置に伴い新たに賦課された部分) ◎新たに多度津町において住民登録をする者の数×20万円(初年度のみ) ※限度額はいずれも3年間で5億円

37406

香川県

まんのう町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
新增設	3,000	—	課税免除	固定資産税 (農村地域工業等導入に係るもの)	3年間
新增設	2,700	—	課税免除	固定資産税 (過疎地域に係るもの)	3年間
「先端設備等導入計画」の認定を受けた設備等投資(中小企業に限る)			課税免除	固定資産税	最大3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
まんのう町企業誘致条例	H18.3	【工場、試験研究施設、情報処理関連施設、旅館、観光施設、道路貨物運送業】 ◎敷地面積 3,000 m ² 以上 ◎建築面積 1,000 m ² 以上 ◎町内新規常用雇用者 5人以上	奨励金 ◎固定資産税額の範囲内 (3年間)